

大垣市

こども未来条例



目指すまちの姿

- ・安心して子育てができ、共に育つ
共育でのまち
- ・全ての子どもが権利の主体として、
夢や希望を持ち成長するまち

基本理念

- ・子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を
第一に考慮します
- ・子育てが楽しく感じられるようみんなで支えます
- ・子どもが地域の一員として地域の
活動に参加できる環境をつくれます



子どもの権利

子どもは、権利の主体として、健やかな成長のため
次のような権利のほか、全ての権利が保障されます

- ・あらゆる差別を受けないこと
- ・子どもにとって最も良いことが優先されること
- ・健やかで幸せに育ち生きること
- ・自分の意見を表明すること
- ・愛情をもって育てられること
- ・適切な情報を得ること
- ・あらゆる暴力や虐待から守られること
- ・教育を受けること
- ・休息し、遊び、興味のある活動に
参加すること
- ・虐待などの被害にあった場合や
罪を犯した場合に社会に戻るための
支援を受けること

子どもの権利条約を知っていますか？

ユニセフHP／子どもの権利条約



みんなの役割



保護者

安心して生活できる
環境をつくります

子どもの意見や気持ちに
耳を傾けます

地域住民等

子どもの健やかな育ちを支えます

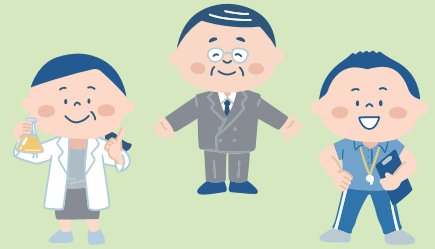
多世代交流の機会をつくります

子どもを見守ります



共通の役割

お互いに連携・協働し、
子どもの権利を保障します



園・学校等 関係者

子どもの意見を尊重します

子どもが思いやりを
身に付けるよう支えます

いじめや差別に早期に対応します

子ども



市

子ども関連の総合計画を策定します
大人がそれぞれの役割を果たすための
支援・調整をします

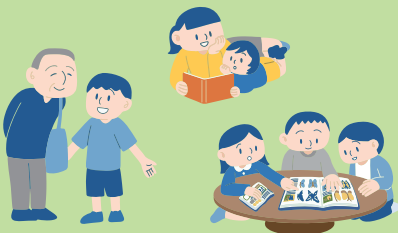
子どもや子育て世帯からの
相談に応じます

事業者

子育てしやすい
職場環境づくりに努めます



主な取組



- ・子どもの意見を聴いたまちづくり
- ・子どもの成長のために必要な経験や体験の機会づくり
- ・子どもが主体的に過ごせる、多様な居場所づくり
- ・子どもが子どもらしく成長し、暮らすことができる環境づくり
- ・保護者が安心して子育てができる共育での環境づくり

毎年5月と11月は、
水都っ子月間

水都っ子月間は、大垣市子ども未来条例に定められ、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支援するため、市、保護者、地域住民、園・学校等関係者及び事業者が、様々な事業やイベントを通して、それぞれの役割及び協働の必要性を認識し、子育てしやすいまちの気運を醸成する期間です

このチラシは、大垣市子ども未来条例や子どもの権利を周知するため作成しました。今後も、様々な機会に、周知啓発等を図ります。